

組織規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）の組織、業務分掌及び職務権限について定め、組織の基本的な業務及び職務並びにその相互関係を明らかにすることによって、組織の効率的運営と責任体制の確立を図り、本連盟の発展に資することを目的とする。

(組織機構)

第2条 本連盟の組織機構は、別表1の「組織機構図」のとおりとする。

第2章 評議員及び評議員会

(評議員)

第3条 本連盟に評議員40名以上60名以内を置く。

2 評議員は、理事、監事又は使用人を兼務することができない。

(評議員会の構成)

第4条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第5条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議委員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

第3章 役員

(役員)

第6条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上25名以内
- (2) 監事 2名又は3名
- 2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事の中から副会長2名又は3名、専務理事1名、常務理事7名以内を置く。
- 3 会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事を同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 副会長の中から予め会長が指名した者を会長代行者とする。会長代行者は、

会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長を代行する。

5 理事、監事は、相互に兼務することができない。

6 理事、監事は、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程の定めに従い、報酬並びに費用を受給することができる。ただし、本連盟職員を兼務し、本連盟に常勤する理事は、事務局職員給与規程の定めに従い、給与を受給する。

（理事の職務及び権限）

第7条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、本連盟の職務を執行する。

2 代表理事は、法令及び定款の定めるところにより、本連盟を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本連盟の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第8条 監事は、理事の職務の執行を監督し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本連盟の業務及び財産の状況を調査することができる。

第4章 理事会

（理事会の構成）

第9条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（理事会の権限）

第10条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本連盟の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 会長代行者の選定及び解職
- (5) その他法令又は定款で定める事項

第5章 常務理事会

（常務理事会の構成）

第11条 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。

2 会長は、案件ごとに、副会長、専務理事及び常務理事以外の理事又はその他の者を常務理事会に出席させ、意見を聴取することができる。ただし、それらの者は議決権を有しない。

（常務理事会の権限）

第12条 常務理事会は、理事会に付議すべき事項のうち事前に検討を必要とす

る事項について審議する。

- 2 常務理事会で決議した事項は、その後に開催される理事会に報告し、その承認を得るものとする。

第6章 本部及び部

（本部の設置）

第13条 本連盟に次の本部を置く。

- (1) 総務本部
- (2) 競技本部
- (3) 教育本部

（本部長の選任等）

第14条 本部には、本部長を置く。

- 2 本部長は、理事の中から理事会の決議によって選任する。
- 3 本部長は、当該本部の業務全般を統括する。
- 4 本部長は、副本部長を指名することができる。副本部長は、本部長が欠けたとき又は本部長に事故があるとき、本部長の職務を代行する。

（本部長・副本部長の任期）

第15条 本部長及び副本部長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 本部長及び副本部長は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

（本部の所管事項）

第16条 各本部の所管事項は、別表2「所管事項一覧」のとおりとする。

- 2 各本部は、所管事項に関し、理事会の諮問に応じて答申を行い、又は諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事項に関する事業を行う。

（本部理事会）

第17条 各本部には、本部理事会を置く。

- 2 本部理事会は、本部長、副本部長及び担当理事をもって構成し、各本部の所管事項に係る業務執行の方針を決定する。
- 3 本部理事会は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 4 本部理事会の決議は、構成員の過半数が出席し、出席した者の過半数の賛成をもって成立する。

（部の設置）

第18条 各本部は、その所管業務を遂行するため、本部理事会の承認を得て、部を設置することができる。

（部長の選任等）

第19条 部には、部長を置く。

- 2 部長は、理事会の決議によって選任する。
- 3 部長は、当該部の業務全般を統括する。

- 4 部長の任期は、理事会が決定する。
- 5 部長は、副部長を指名することができる。副部長は、部長が欠けたとき又は部長に事故があるとき、部長の職務を代行する。

第7章 委員会

（常設委員会の設置）

第20条 本連盟に次の常設委員会を設置する。

- (1) コンプライアンス委員会
- (2) マーケティング広報委員会
- (3) アンチドーピングサポート委員会
- (4) アスリート委員会

（特別委員会の設置）

第21条 理事会は、本連盟の事業の遂行のため必要がある場合には、前条に定める委員会以外に、時限的に特別委員会を設置することができる。

（専門委員会の設置）

第22条 各本部は、その業務を遂行するため必要がある場合には、本部理事会の決定を得て、専門委員会を設置することができる。

（組織及び委員）

第23条 各委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 常設委員会及び特別委員会の委員長及び委員は、理事会の決議により選任する。
- 3 専門委員会の委員長及び委員は、本部理事会の決議により選任し、会長が委嘱する。

（委員の任期）

第24条 常設委員会及び特別委員会の委員長及び委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、理事会でこれと異なる任期を決定することを妨げない。

- 2 専門委員会の委員長及び委員の任期は、選任後2年とする。ただし、本部理事会でこれと異なる任期を決定することを妨げない。
- 3 委員長及び委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

（所管事項）

第25条 各委員会の所管事項は、別表2「所管事項一覧」のとおりとする。

- 2 各委員会は、所管事項に関し、理事会の諮問に応じて答申を行い、又は諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。

（細則の制定）

第26条 常設委員会及び特別委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、細則を制定することができる。

- 2 専門委員会は、その所管事項に関し、本部理事会の承認を得て、細則を制

定することができる。

第8章 事務局

（事務局の設置）

第27条 本連盟に事務局を置く。

2 事務局の所管事項については、事務局規程に定める。

（本部との連携等）

第28条 事務局は、各本部、各部及び各委員会と密接な連絡をとり、事務の円滑な遂行を図らなければならない。

第9章 その他

（規程の改廃）

第29条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

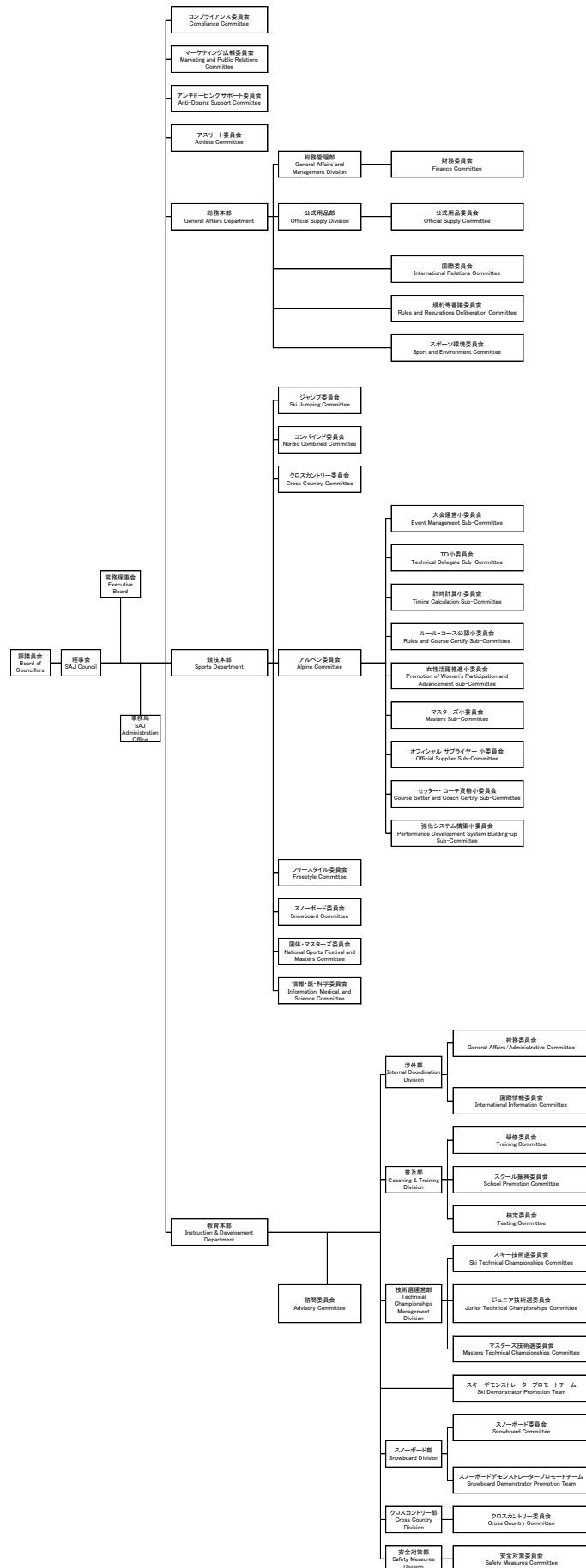
附則

アスリート委員会は、委員が選任されるまで“アスリート委員会準備室”とする。

平成28年 9月26日	制定
平成29年10月22日	改正
平成30年 4月20日	改正
平成30年 7月 6日	改正
令和2年 7月 8日	改正
令和3年 3月10日	改正
令和3年 4月23日	改正
令和3年 7月 7日	改正
令和3年 9月27日	改正
令和4年11月21日	改正

別表1 組織機構図（別紙）

別表2 所管事項一覧（別紙）



別表2 所管事項一覧

1. 本部

本部	所管事項
総務本部	総務本部は、本連盟の運営に係る総務・庶務・経理及び渉外に関する以下に掲げる事項を所管する。 (1) 評議員会、理事会その他本連盟の運営に係る会議体に関する事項 (2) 上部団体及び関連団体との連携に関する事項 (3) 登録及び加盟団体に関する事項 (4) 文書の取扱い及び公印の管理に関する事項 (5) 規約、規程等の制定・改廃の手続に関する事項 (6) 出版等に関する事項 (7) 財務に関する事項 (8) 契約に関する事項 (9) 什器、備品及び物品の管理に関する事項 (10) 本連盟の国際関係 (11) その他競技本部及び教育本部に所管事項に属さない事項 (12) 前各号に関連する収支予算の原案の作成
競技本部	競技本部は、本連盟の取り扱う競技に関する以下に掲げる事項を所管する。 (1) ナショナルチームの組成、選手の強化に関する事項 (2) 国際競技大会及び海外派遣の選考に関する原案の作成 (3) 全日本スキー選手権大会及び公認大会における競技役員の派遣等に関する事項 (4) 選手強化のための加盟団体との連携等に関する事項 (5) FIS主催の国内競技大会の運営に関する事項 (6) エリジビリティに関する事項、競技ルールの研究に関する事項 (7) 本連盟の競技規程に基づく競技会の公認、各種資格の公認、競技施設の公認に関する事項 (8) マスターズスキーに関する事項 (9) 前各号に関連する収支予算の原案の作成、競技に関連する事務処理
教育本部	教育本部は、スキー、クロスカントリースキー及びスノーボード（以下「スキー等」という。）の普及、指導、強化及び安全対策を図るため、以下に掲げる事項を所管する。 (1) スキー等の指導者の育成及び強化 (2) スキー等の傷害防止に関する調査研究、図書出版及び監修 (3) スキー等の安全対策の確立 (4) スキー等の指導、講習、検定の実施、図書出版及び監修 (5) 公認スキー学校の公認審査及びメソッドの周知徹底 (6) 公認資格者の審査、認定 (7) 国際会議への派遣 (8) 競技本部の要請に基づく協力体制の確立 (9) 理事会の諮問に基づく前各号に関連する原案の作成 (10) 前各号に関連する収支予算の原案の作成及び教育に関連する事務処理

2. 部及び委員会

本部	部	委員会	所管事項
—	—	コンプライアンス委員会	(1)本連盟の規程の違反行為等の調査、審議に関する事項 (2)懲戒・スポーツ仲裁に関する事項
—	—	マーケティング広報委員会	(1)メディアによる広報・宣伝に関する事項 (2) マーケティングに関する事項
—	—	アンチドーピングサポート委員会	(1)ドーピング検査等の実施 (2) JADA、WADA、FIS等によるドーピング検査等への協力 (3)ドーピング防止の推進・教育活動その他ドーピング防止に関する事項
—	—	アスリート委員会	アスリートに関する事項
総務本部	総務管理部	財務委員会	財務に関する事項
	公式用品部	公式用品委員会	公式用品の認定・管理に関する事項
	—	国際委員会	(1)国際スキー連盟及び各国スキー連盟に関する事項 (2)国外における情報収集、調査研究 (3)その他国際的な事項
競技本部		ジャンプ委員会	ジャンプ競技に関する以下の事項 (1)競技会開催の方針及び計画の策定、実行等大会運営に関する事項 (2)施設公認事業及び行事カレンダーの調整管理 (3)競技ルールの共有及び管理 (4)競技役員、指導者の養成、資格認定、登録及び管理 (5)競技力強化方針、計画案の策定と実行 (6)強化指定選手の強化・管理に関する事項 (7)強化スタッフの管理に関する事項 (8)その他競技者の強化に関する事項

本部	部	委員会	所管事項
		コンバインド委員会	コンバインド競技に関する以下の事項 (1)競技会開催の方針及び計画の策定、実行等大会運営に関する事項 (2)施設公認事業及び行事カレンダーの調整管理 (3)競技ルールの共有及び管理 (4)競技役員、指導者の養成、資格認定、登録及び管理 (5)競技力強化方針、計画案の策定と実行 (6)強化指定選手の強化・管理に関する事項 (7)強化スタッフの管理に関する事項 (8)その他競技者の強化に関する事項
		クロスカントリー委員会	クロスカントリー競技に関する以下の事項 (1)競技会開催の方針及び計画の策定、実行等大会運営に関する事項 (2)施設公認事業及び行事カレンダーの調整管理 (3)競技ルールの共有及び管理 (4)競技役員、指導者の養成、資格認定、登録及び管理 (5)競技力強化方針、計画案の策定と実行 (6)強化指定選手の強化・管理に関する事項 (7)強化スタッフの管理に関する事項 (8)その他競技者の強化に関する事項
		アルペン委員会	アルペン競技に関する以下の事項 (1)競技会開催の方針及び計画の策定、実行等大会運営に関する事項 (2)施設公認事業及び行事カレンダーの調整管理 (3)競技ルールの共有及び管理 (4)競技役員、指導者の養成、資格認定、登録及び管理 (5)競技力強化方針、計画案の策定と実行 (6)強化指定選手の強化・管理に関する事項 (7)強化スタッフの管理に関する事項 (8)その他競技者の強化に関する事項

本部	部	委員会	所管事項
		フリースタイル委員会	フリースタイル競技に関する以下の事項 (1)競技会開催の方針及び計画の策定、実行等大会運営に関する事項 (2)施設公認事業及び行事カレンダーの調整管理 (3)競技ルールの共有及び管理 (4)競技役員、指導者の養成、資格認定、登録及び管理 (5)競技力強化方針、計画案の策定と実行 (6)強化指定選手の強化・管理に関する事項 (7)強化スタッフの管理に関する事項 (8)その他競技者の強化に関する事項
		スノーボード委員会	スノーボード競技に関する以下の事項 (1)競技会開催の方針及び計画の策定、実行等大会運営に関する事項 (2)施設公認事業及び行事カレンダーの調整管理 (3)競技ルールの共有及び管理 (4)競技役員、指導者の養成、資格認定、登録及び管理 (5)競技力強化方針、計画案の策定と実行 (6)強化指定選手の強化・管理に関する事項 (7)強化スタッフの管理に関する事項 (8)その他競技者の強化に関する事項
		国体・マスターズ委員会	(1)国体に関すること (2)マスターズ競技の普及・振興及び競技力向上に関する事項 (3)世界マスターズ大会出場選手の選考に関する事項 (4)各競技規則に関する事項 (5)マスターズ競技会に関する事項 (6)その他マスターズ競技に関する事項
		情報・医学・科学委員会	(1)強化指定選手の強化・育成に関する医学的、科学的支援 (2)遠征における医学的、科学的支援 (3)選手強化のための情報支援に関する事項 (4)その他医学及び健康に関する事項 (5)指導者養成に関する事項

本部	部	委員会	所管事項
教育本部	-	諮問委員会	教育本部長の諮問に答申する。
	渉外部	総務委員会	教育本部の庶務業務
		国際情報委員会	(1)一般の国際渉外に関する事項
	<u>普及部</u>	研修委員会	スキーの研修・講習に関する事項の企画立案・運営
		スクール振興委員会	(1)公認スキー学校の公認審査に関する事項 (2)公認スキー学校主任教師研修会の企画立案・運営 (3)公認スキー学校での指導活動の充実、リスクマネジメント、人材育成等の検討と共有
		検定委員会	スキーの検定・デモンストレーターの選考に関する事項
	<u>技術選運営部</u>	スキー技術選委員会	全日本スキー技術選手権大会全般の企画立案、運営、ジャッジシステム、マーケティング、ブランディング等に関わる事項
		ジュニア技術選委員会	全日本ジュニアスキー技術選手権大会の企画立案、運営、ジャッジシステム、マーケティング、ブランディング等に関わる事項
		マスターズ技術選委員会	全日本マスターズスキー技術選手権大会の企画立案、運営、ジャッジシステム、マーケティング、ブランディング等に関わる事項
	スノーボード部	スノーボード委員会	スノーボードに関する技術の研究・検定・研修に関する事項
		スノーボード・デモンストレータープロモートチーム	(1)スノーボードデモンストレーターの技術強化・育成に関する事項 (2)国内外へのスノーボードの魅力発信に関わる事項
	クロスカン トリー部	クロスカントリー委員会	クロスカントリースキーに関する検定・研修・講習に関する事項
	安全対策部	安全対策委員会	(1)スキーパトロールの育成・検定・研修に関する事項 (2)安全対策の調査研究 (3)国際スキーパトロール連盟との連携

本部	部	委員会	所管事項
	-	スキー・デモンストレータートプロモートチーム	(1) スキーデモンストレーターの技術強化・育成に関する事項 (2) 国内外への一般アルペンスキーの魅力発信に関わる事項